

審第1166号-1
答申第388号
令和8年5月28日

千葉県公安委員会
委員長 寺嶋 哲生 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年6月18日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第355号

令和7年3月30日付けで審査請求人から提起された、令和6年12月24日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月24日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和6年12月3日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇年から〇〇年までに、自宅に空き巣に入られたことについて、〇〇警察署の職員に話をした際に作成された、私と〇〇警察署の警察職員とのやりとりした内容がわかる〇〇警察署が保有する行政文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇年〇〇月〇〇日付け行政文書（開示請求に係る個人情報に記載されたもの）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和7年3月30日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和7年6月18日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の全内容開示を求める。
 - イ 本件審査請求の理由
全部開示とのことですが、内容がない。全相談が記録されておらず、被害届が受理されないことについて、犯罪捜査規範第61条の規定に違

反しており、違法である。審査請求人は捜査してもらう権利を侵害され、現時点においても被害回復がされていない。今まで複数回電話や対面で相談している被害について被害届を受理してほしい。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論の趣旨

令和7年5月14日付け弁明書の内容は妥当ではないと考える。

イ 反論の概要

本件は被害届を受理すべき案件であり、警察官職務執行法違反となる警察官の業務怠慢に該当し、損害賠償を請求する。(国家賠償法第一条)

ウ 反論の内容

(ア) 弁明書内処分理由は虚偽記載である。

〇〇年〇〇月〇〇日付け自己情報部分開示決定通知書(〇〇警発第〇〇号。ただし、内容は一部しかあっていない。)を証拠(ア)とする。

なお、当時対応した刑事課〇〇さん(現、〇〇警察署)より〇〇年〇〇電話があり、謝罪及び〇〇警察署〇〇さん(現、地域課)が被害届対応をするからといわれた。しかし、対応してもらっていない。

県警公聴係〇〇さん、サポート〇〇さんに相談したが、変化ない。

〇〇警察署〇〇さん(刑事課。〇〇さん後任)、〇〇警察署刑事課長に依頼しているが、全く対応してもらえない。被害届を受理しない理由を書面で発行頂くようお願いしているが、何もしない。他の警察署でも受理しない理由を聞いた方がよいと言われている。

(イ) 〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇銀行と〇〇銀行の被害において、〇〇警察署〇〇さん(刑事課。〇〇)に「被害届を受理してほしい、他の銀行被害についても被害届を受理してほしい」と伝えたが、受理してもらえず、翌〇〇日に虚偽の回答をされた。その後、尾行等されストーカー規制法違反に該当する。ウソ呼ばわりされ、名誉毀損(刑法230条)等に該当し、精神的苦痛を受けている。

(ウ) 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 移動交番(〇〇店駐車場)で〇〇警察署〇〇さん(地域課。〇〇)に〇〇警察署〇〇さん(刑事課)へ手紙を渡してほしいと依頼したが、断られた。その後、〇〇警察署に行き、刑事課〇〇職員へ手渡し、〇〇さんへ渡してほしいと依頼した。証拠(イ)とする。そして私、審査請求人、〇〇の母である〇〇へ電話をかけてほしいと伝えたが、電話はない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 保有個人情報開示請求について

審査請求人は、令和6年12月3日付け保有個人情報開示請求書において、本件開示請求を行った。

本件決定は、本件開示請求について、千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）を担当所属として実施機関が決定したものである。

(ウ) 保有個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

a 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

b 行政文書の内容

本件文書は、〇〇警察署が審査請求人から聴取した際に、適正な警察業務の遂行を図ることを目的として作成された文書である。

イ 処分の理由

(ア) 保有個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づいて、対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ウ）aのとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる保有個人情報を探索したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかった。

(イ) 全部開示とした理由について

本件文書に記録された保有個人情報に、法第78条第1項の各号で定める不開示情報は認められなかったことから、全部開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、本件審査請求の理由において「全部開示との事です、内容がありません。」等と主張しているが、実施機関は、本件開示請求の内容に基づいて、前記（2）ア（ウ）aのとおり本件文書を特定しており、本件審査請求を受けて、改めて対象となる保有個人情報を探索したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は

存在しなかった。また、特定した本件文書について、前記（２）イ（イ）のとおり、法令の規定に基づいて、開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）のとおり、本件決定の「全内容開示」を求めており、これは、本件開示請求に係る保有個人情報に他にも存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定において対象外とされた箇所を含めてそれ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）結論

以上のことから、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和７年６月１８日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和７年６月２４日	反論書の写しの受理
令和８年４月２４日	審議（令和８年度第１回第１部会）
令和８年５月２２日	審議（令和８年度第２回第１部会）

千葉県個人情報保護審議会第１部会